

災害時における城北地区防災対策協議会と〇〇〇〇〇〇管理組合との  
相互協力に関する協定書

災害対策基本法第5条2による城北地区防災対策協議会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇管理組合（以下「乙」という。）は、災害時に相互の協力を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合に、甲と乙が連携協力することにより、円滑に住民避難を可能にし、地域の人的・物的被害を最小限に抑えることを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当者を定め、災害が発生したときは、協力を受けたい事項を示して応援を要請する。なお、大規模災害に限らず、地域内で発生した火災や水害等による場合にも要請できるものとする。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従いできる限り応援するよう努める。

（協力内容）

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）乙が甲に避難場所の提供及び避難者の一時受入れを要請した場合は、これを受け入れる。
- （2）乙より甲に備蓄食糧及び飲料水の提供の要請があれば、できる限り提供するよう努める。
- （3）甲が乙に避難場所（ロビー・通路等）の提供、避難者の一時受入れを要請した場合できる限り受け入れる。ただし、安全が確保された時点で甲は退去し、現状復帰を原則とする。提供期間は、最長2日間までとする。
- （4）乙が甲に応急対策等に要する人的派遣を要請した場合、できる限り要請に応える。
- （5）その他、災害時に避難所が開設された場合の必要な活動。

（業務の指示）

第5条 協力に係る活動の指示及び連絡調整は、原則としてそれぞれの団体の代表者（連絡担当者）が行うものとする。

(事故等への対応)

第6条 万一事故があった場合は、誠意を持って協議する。

(防災訓練への協力)

第7条 甲及び乙は、災害時の対応を円滑に行うため、相手方が実施する防災訓練には、できる限り協力するものとする。特に乙は、地域における社会貢献の一環として努めるものとする。

(日常的な交流)

第8条 甲及び乙は、相手方が実施する行事へできる限り協力し、平時から交流を行い、協力要請時に円滑に活動できるよう努めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年6月 日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲及び乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙が協議の上この協定を改定することができる。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合、この協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又はこの協定を実施するために必要な細目を定める場合は、甲乙が協議の上決定するものとする。

甲及び乙は、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれに記名押印の上、各1通を保管する。

平成30年6月 日

甲 住 所： 鳥取市田園町4丁目223-1  
団 体： 城北地区防災対策協議会  
代表者名： 会長 鈴木 伝男

乙 住 所： 鳥取市〇〇町〇丁目〇〇番地  
事業者名： 〇〇〇〇〇〇管理組合  
代表者名： 組合長 〇〇 〇〇